

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

別表（第二条、第四条関係）

令第七條第十四号に掲げる施設	(略)	占用物件		単位	占用料	所在地
	(略)	第二級地	第三級地			
占面積一平方メートルにつき一年	(略)	Aに〇・〇三三を乗じて得た額				

附則  
(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

現行

別表（第二条、第四条関係）

(新設)	(略)	占用物件		単位	占用料	所在地
	(略)	第二級地	第三級地			
節(新)	(略)	(新設)				

附則  
(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。